

加賀田サッカークラブ規約

- 第1条 本会は、加賀田サッカークラブと称する。(略称：加賀田SC)
- 第2条 本会は、所在地を代表宅に置く。
- 第3条 本会は、地域の社会教育活動の一環として、少年サッカーを通して、子どもたちが立派な社会人として成長していくことを目的とするとともに、会員相互の親睦と資質の向上を図る。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 一、 定期練習
 - 二、 試合、合宿
 - 三、 レクリエーション
 - 四、 その他、本会の目的を達成するために必要な事項
- 第5条 本会は、次の人々で持って組織する。
- 一、 少年・少女クラブ員
 - 二、 育成会員
 - 三、 指導員
- 第6条 少年・少女クラブ員は、次の経費を納入しなければならない。それぞれの金額は、別に定める。
- 一、 会費（原則として、3か月単位で）
 - 二、 入会金（本会入会時のみ）
 - 三、 その他、必要な経費
- 第7条 少年・少女クラブ員は、1年生から6年生までとする。
- 第8条 育成会員は、少年・少女クラブ員の保護者がこれにあたる。役員会の議決により、必要に応じて育成会費を集めることができる。
- 第9条 本会に次の役員をおく。役員会への参加者は以下の通りとする。
- クラブ代表（指導員代表）、クラブ副代表（指導員副代表）、育成会会長、事務局代表、本会計、校庭開放、ユニフォーム、保険、会計監査（5年生学代が兼ねる）、合宿・各学年代表
- 第10条 クラブ代表者は本会を代表し、会務を統括する。指導員代表者がこれにあたる。
- 第11条 育成会会長は、育成会を統括する。
- 第12条 事務局代表はクラブ運営全般並びに、本会の記録、広報その他一般事務を担当する。

- 第13条 本会会計は、事務局の会計担当が掌る。
- 第14条 育成会各学年委員は、当該学年の育成会を統括する。
- 第15条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第16条 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、事業遂行上必要な事を審議する。役員会はクラブ代表、または、育成会会長、事務局代表が必要に応じて、随時招集する。
- 第17条 本会事業を遂行するため、次の会を設ける。

一、 指導員会

指導員会は、指導員で組織し、指導事項を担当する。

二、 育成会

育成会は育成会員で組織し、次の事項を担当する。

- 1) 各種大会の世話
- 2) 各種事務
- 3) その他、必要な育成事項

三、 事務局

事務局は、育成会本部役員と指導員とで組織され、クラブの円滑な運営を目的に、各行事の計画・検討・運営、そして、役員会への提案等も行う。

- 第18条 総会は毎年度初めに少年・少女クラブ員を除く全会員により開催する。総会では、決算・事業報告、予算・事業計画、役員任命の承認を得なければならない。
- 第19条 本会に会計監査をおく。その役は、5年学年代表が兼任する。
- 第20条 本会はボランティア活動であり、何人も活動を通じて報酬を得てはならない。
- 第21条 会員に幸・不幸があった時は、役員会の承認を得て、慶弔金及び見舞金を送る。
- 第22条 本規約の改正は、役員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第23条 本規約は、昭和59年4月 1日より施行する。

平成30年4月 7日 一部改正

令和 2年4月11日 一部改正

令和 5年4月 8日 一部改正

令和 6年3月17日 一部改正